

地域密着型通所介護の利用について

介護保険課指導係

地域密着型通所介護（地密デイ）の利用については、以下の点にご留意ください。

◎地域密着型通所介護の利用対象者

江戸川区内の地域密着型通所介護事業所を利用することができるのは、原則、江戸川区（当該事業所所在地の区市町村）の被保険者に限られます。

ただし、他の区市町村の被保険者であっても、江戸川区に住民登録がある方【**「住所地特例対象被保険者」といいます。**】は、利用することができます。

◎止むを得ない事情等により、

江戸川区の被保険者が区外の地域密着型通所介護事業所を利用する場合

江戸川区の被保険者が、江戸川区外の地域密着型通所介護事業所を利用することはできません。ただし、当該事業所が所在する区市町村の同意を得たうえで、対象となる被保険者ごとに江戸川区が当該事業所を運営する事業者を指定した場合は利用することができます。

しかし、江戸川区外の地域密着型通所介護事業所の事業者指定は例外的対応となるため、**原則として、江戸川区では新規の指定は行っておりません。**

止むを得ない事情等により江戸川区の被保険者が江戸川区外の地域密着型通所介護事業所を利用する必要がある場合には、事前に下記お問い合わせ先にご相談ください。

【居宅介護支援事業者の皆様へ（お願い）】

江戸川区の被保険者のケアプラン作成の際に、江戸川区が指定していない江戸川区外の地域密着型通所介護事業所を位置付けることがないように、被保険者証の「住所」をご確認ください。

【地域密着型通所介護事業者の皆様へ（お願い）】

江戸川区外の区市町村の被保険者が新たにサービスの利用を開始する場合には、サービスを利用する被保険者ごとに保険者である区市町村の事業者指定を受ける必要がありますので、事前に当該市区町村にお問い合わせください。

【江戸川区外の地域密着型通所介護事業所の皆様へ（お願い）】

江戸川区の指定を受けずに、江戸川区の被保険者がサービスの利用を開始することがないように、ご注意ください。（被保険者証の「住所」をご確認ください。）

●お問い合わせ先

江戸川区福祉部介護保険課指導係（江戸川区役所本庁舎 2 階 2 番窓口）

電話：03-5662-0892